

少子化に対応した  
子どもにとって望ましい教育環境の在り方について

審議のまとめ

（素案）

平成30年6月

長野市活力ある学校づくり検討委員会

## 目次

はじめに .....	1
<b>I 本市の教育環境</b> .....	2
1 社会の動向 .....	2
2 現在の小・中学校 .....	3
3 地域との関わり .....	5
4 学校施設と運営経費 .....	8
<b>II 審議の中で見えてきたこと</b> .....	9
1 これまでの審議の経過 .....	9
2 これまでの意見のまとめ .....	10
<b>III 子どもにとって望ましい教育環境とは</b> .....	12
1 発達段階に応じた多様な教育環境 .....	12
2 多様性の中で育つこと .....	15
<b>IV 子どもたちの明日のために ～ 新たな学びの場の創造 ～</b> .....	17
1 発達段階に応じた連続性のある学びの場を .....	17
2 多様性ある集団の中での学びを .....	18
3 みんなが集まって笑顔があふれる学校を .....	18
<b>V 附帯意見</b> .....	20
おわりに .....	22
<b>関係資料</b> .....	23
1 諮問 .....	23
2 長野市活力ある学校づくり検討委員会 委員名簿 .....	23
3 参考資料 .....	24

はじめに

# I 本市の教育環境

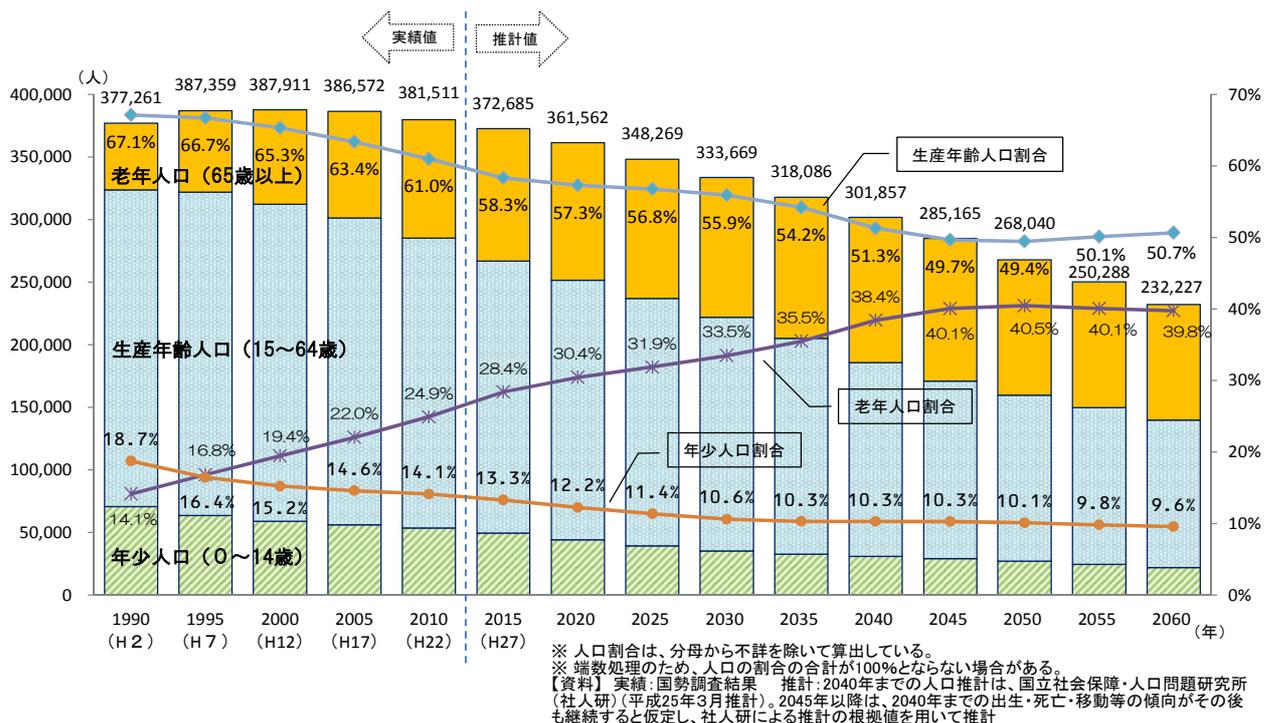
## 1 社会の動向

### (1) 人口減少、少子・高齢化の進行

日本の人口は、2008(平成 20)年をピークに減少局面に入っており、2016(平成 28)年には、出生数が97万6978人と初めて100万人を割り込みました。今後も減少スピードは加速していく一方、人口構成については、より一層少子・高齢化の進行が見込まれています。

本市においても例外ではなく、2010(平成 22)年を基準とした2060年の変化率を見ると、総人口は39.1%、年少人口は58.6%、生産年齢人口は49.2%の減少が見込まれる一方、老年人口は2.5%の減少で、ほぼ変わらないと見込まれています。年齢別人口の構成が大きく変化する、かつて経験したことのない人口減少、少子・高齢社会を迎えます。現在、本市においては、中山間地域や一部の地域の学校で、そうした傾向が顕在化していますが、近い将来、全市的な課題となります。

【図表 1】 長野市の人口の推移と推計



### (2) グローバル化、高度情報化の進行

また、同時に、グローバル化や高度情報化が急速に進む中、社会も加速度的に変化し、複雑で先を見通すことが一層困難になってきています。子どもたちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くという予測<sup>1</sup>や2045年には人工知能の能力が人類を越えるという指摘<sup>2</sup>があるなど、子どもたちは、今の常識では想像もつかない新しい社会を生き延びていくことになります。



本検討委員会では、市内の小・中学校を視察し、学校における子どもたちの状況を確認しました。少人数の学校に関しては、「子ども一人一人に向き合う時間が多いため、子どもと密に接し、きめ細やかに見てもらえる」、「子どもが一人一役で責任を持って学んでいる」、「年上の子が年下の子の面倒をよく見ている」などのメリットがある一方、「音楽や体育の授業、チームで行う部活動等では、ある程度の人数・集団が必要である」、「協働学習や共同作業が困難である」、「多くの人と関わられるように、異年齢交流や小・中合同行事など様々な工夫を凝らしているが、限界も感じる」などの課題もありました。

国では、学級数が少ないことによる学校運営上の課題を指摘する一方で、様々な事情から少人数による教育環境を選択することが必要である場合、教育の機会均等を確保する観点から、少人数であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる方策の検討が必要であると指摘しています<sup>3</sup>。

なお、少人数の学校では、何回も PTA 役員等に就任しなければならない、中山間地域<sup>4</sup>の学校では、校外活動に関わる保護者の経費負担が大きいなど、保護者が感じる負担感も見落とせない課題です。

## (2) 教職員の配置

教職員の配当基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条により、学級数に応じて規定されています。なお、長野県では独自の基準を定めています。【巻末資料2参照】

学級数が減少すると配置される教職員の数も減少するため、小学校では専科教員がいない、中学校では全ての教科(10教科)の専任教員がそろわない場合もあります。また、同じ学年、同じ教科の教員同士で、互いの指導力を高め合う機会が日常的に持てない、緊急事態や学級経営上の諸問題が生じた時に支援体制がとれないなどの課題が生じます。

現在、本市では、複式学級や専科教員不在校の解消など、必要に応じて市費による講師を配置しています。



児童数32人の小学校における教員配置例(H29年度)

学年	児童数	県基準の配置		市費講師	
		国基準の配置	複式学級 解消加配	担任	専科
1	4人	1人		1人	1人
2	4人				
3	12人	1人	1人		
4	4人	1人		1人	
5	4人				
6	4人				
全校	32人	校長1人 教頭1人			

○定数配置される県費教員は5人(校長、教頭、担任3人)で、県費複式学級解消加配教員が1人配置されるが、専科教員は配置されない。

○市費講師を3人(担任2人、専科1人)配置することにより、複式学級を解消し、専科教員を1名確保している。

### (3) 部活動

市立中学校の部活動数<sup>3</sup>については、最も多い中学校は19(運動部12、文化部7)である一方、最も少ない中学校は2(運動部1、文化部1)となっています。生徒の少ない学校では部活動の種類が限定されますが、個人競技において優秀な成績を残している学校もあります。

部活動等は、児童生徒にとって、心身ともに健やかに成長していく上で重要な活動ですが、過度の活動は児童生徒の負担になる懸念があるため、本市では、2018(平成30)年度以降、県の定める長野県中学生期のスポーツ活動指針<sup>8</sup>を遵守することとしています。なお、文化系の部活動、小学校のクラブ活動や生徒が参加する地域のスポーツクラブの活動等についても同様の取組を促進していきます。

## 3 地域との関わり

### (1) 通学区域

学校教育法施行令第5条第2項により、子どもたちが就学すべき小・中学校は、原則として、市町村教育委員会が指定することとされており、本市でも通学区域を設定し、就学する学校を指定しています。この通学区域は、道路や河川等の地理的状況、地域事情、歴史的な経緯など様々な理由から詳細に設定されている地域もあり、同じ住所名称でありながら、番地などによって通学する学校が異なる場合もあります。

本市では、住所地により定められた指定校への通学を原則としていますが、例外として、「指定校変更制度」があり、保護者の申請に基づき、本市教育委員会が定める9つの指定校変更許可基準<sup>9</sup>のいずれかに該当し、教育上適当であると本市教育委員会が認めるときは、市内の他の学校に変更することができます(学校教育法施行令第8条)。

また、児童生徒数の増加や減少に対応するなど、学校の活力を高め、児童生徒によりよい教育環境を保障するため、通学区域の弾力化を行う「学校選択制度」もあります。学校教育法施行規則第32条第1項による保護者の意見を踏まえ、教育委員会が就学する学校を指定する場合で、本市には、大規模校を解消し学校規模の適正化を図ることを目的に、新入学予定児童について、希望により限定隣接学校への就学を可能とする「限定隣接学校選択制度」があります。なお、国では、主な学校選択制度を、便宜的に自由選択制<sup>8</sup>、ブロック選択制<sup>9</sup>、隣接区域選択制<sup>10</sup>、特認校制<sup>11</sup>、特定地域選択制<sup>12</sup>の5つに分類しています。

学校選択制を導入した市町村が感じているメリット・デメリットについて、文部科学省がアンケート調査を実施しています。学校選択制導入の成果として、「保護者の学校教育への関心が高まった」、「子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった」、「選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた」、「学校の方針等を積極的に発信するようになった」といった声がある一方、課題としては、実施している市町村では、特に課題はないと回答している地域もありますが、「通学距離が長くなるに伴う安全確保の問題」、「学校と地域との関係の希薄化」、「入学者が大幅に減少したことで適正な規模が維持できなくなった学校が出てきた」ことなどが指摘されています<sup>13</sup>。

学校選択制の導入を検討する際は、そうした点を踏まえ、保護者、地域住民等との十分な調整が必要となります。

本市では、「自助、共助、公助」の補完性の原理をもとに、市と協働しながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための住民主体の自治組織である住民自治協議会が、市内32地区において設立されています。この32の行政区と通学区域が、前述した理由により一致していないため、育成会活動、学校間連携<sup>14</sup>や学校と地域の連携などがしにくくなっている地域もあります。

## (2) 学校間連携及び学校と地域の連携

国では、学校と地域の連携・協働の必要性について、これからの時代を生き抜く力の育成の観点から、「～略～ 子供たちの生きる力は、学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していく。地域住民や企業、NPO<sup>15</sup>など様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子供たちに、実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することができる。」と述べています<sup>16</sup>。

本市でも、小1プロブレム・中1ギャップの解消や地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実を目指し、幼保園(幼稚園・保育所・認定こども園をいう。以下同じ)・小学校・中学校・高校の連携や家庭・地域・学校・事業所の連携・協働に積極的に取り組んでいます。

## 《長野市コミュニティスクール》

地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指して、市内の全市立小・中学校でコミュニティスクール<sup>17</sup>の仕組みを取り入れています。



### 【地域との連携・協働による効果・変化 ～ある学校の声から～】

- ・地域の方から地域について教えていただくことが多いため、地域のことを大事にしようとする児童が増えている。
- ・地域の方との連携が自然になっているため、教職員は、困ったときに安心して相談することができている。

## 《連携推進ディレクター》

学校間連携、小・中一貫した教育等のモデルとして、中山間地域を中心とした12中学校区に8人の連携推進ディレクター<sup>18</sup>を配置しています。連携推進ディレクターは、学校と学校、学校と地域をつなぎ、児童生徒が集団で学び合える豊かな教育環境の構築と学力の向上に向け取り組んでいます。主な取組は以下のとおりです。

- (1) 地域の特色ある文化や歴史を学ぶ教育活動(郷土への愛着や誇りの育成)の促進
- (2) 長野市コミュニティスクールの促進
- (3) 小・中交流授業や合同行事(集団による学び合いの実践)の促進
- (4) 教員の相互交流や授業乗り入れの促進

地域や学校間で連携・交流する場合、連携推進ディレクターは、そのパイプ役として重要な役割を果たしています。日程や意見等の調整は、当事者同士だけでは難しいですが、連携推進ディレクターを介せば、互いの思いを反映した連携・交流が円滑にできます。また、連携推進ディレクターを配置した地域では、それぞれの地域で、地域に根ざした活力ある学校を地域全体で支えていこうという機運が高まっています。



### 【学校間連携の事例(「まつしろ学校だより<sup>\*</sup>」から)】

今後の少子化を踏まえて、各学校でも子どもが楽しく活力ある学校生活が送れるように、地域と学校の連携、学校間の連携を大切にした活動が行われています。(平成29年)4月から12月までに行われた学校間で連携した主な活動をまとめてみました。

- 松代小学校・清野小学校6年生は、5年生の時から交流授業を行い、今年は東京修学旅行を合同で実施
- 豊栄小学校・西条小学校・清野小学校5年生がJFA「夢の教室」<sup>\*</sup>に参加
- 清野小学校・西条小学校6年生が交流授業などを実施
- 松代地区6年生全員による「中学校一日体験入学」を初めて実施
- 清野小学校・豊栄小学校5年生が高原学校を合同で実施

<sup>\*</sup>まつしろ学校だより…松代中学校区の連携推進ディレクターが、同区内の学校(松代中、松代小、清野小、西条小、豊栄小、東条小、寺尾小)における学校間、学校と地域との連携などの様子についてまとめ、月に一度発行し、松代地区の学校や地域(全戸回覧)に配布している。

<sup>\*</sup>JFA「夢の教室」…公益財団法人日本サッカー協会が、様々な競技のスポーツ選手などを「夢先生」として学校へ派遣し、「夢を持つことやその夢に向かって努力することの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」などをゲームと夢先生の体験談を通じて子どもたちに伝える取組

## 4 学校施設と運営経費

### (1) これからの学校施設整備【巻末資料3参照】

本市の公共施設(延べ床面積)の33.5%は学校施設です。また、本市では、これまで耐震対策を優先してきた結果、老朽化対策に遅れが生じており、全学校施設357棟のうち、築26年以上で未改修の建物は158棟(44.3%)あります。

学校施設は、今後、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

### (2) 学校教育以外の学校施設の役割

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティ<sup>19</sup>の核としても機能していることが多く、例えば、災害時の拠点、社会教育・社会体育や地域交流の場、放課後の児童の居場所(放課後子ども総合プラン<sup>20</sup>)など、様々な機能を併せ持っています。

### (3) 主な運営経費【巻末資料4参照】

児童24人(1学級4人で6学級(3学級連級緩和)を想定)の小学校における児童一人当たりの経費は、児童420人(1学級35人で12学級を想定)の小学校における児童一人当たりの経費の約7倍、また、生徒12人(1学級4人で3学級(1学級連級緩和)を想定)の中学校における生徒一人当たりの経費は、生徒420人(1学級35人で12学級を想定)の中学校における生徒一人当たりの経費の約13倍と試算されています(本市独自推計)。

## II 審議の中で見えてきたこと

### 1 これまでの審議の経過

開催日等	主 な 内 容
第1回 H28.7.29(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長野市の学校の現状と経緯               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校の現状と経緯</li> <li>・長野市の学校教育を取り巻く現状</li> </ul> </li> <li>○ 今後の検討委員会の進め方について</li> </ul>
第2回 H28.9.30(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「活力ある学校」について 教育委員会が実施する事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保小中高一貫した教育の推進</li> <li>・信州型コミュニティスクール</li> <li>・地域発 活力ある学校づくり推進事業</li> </ul> </li> <li>連携推進ディレクター（鬼無里・中条・若穂中学校区）の取組</li> </ul>
第3回 H28.11.15(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「活力ある学校」について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域発 活力ある学校づくり推進事業</li> </ul> </li> <li>連携推進ディレクター（篠ノ井東中学校区）の取組</li> <li>○ 「通学区制度」について</li> <li>○ 「学級編制の基準」について</li> <li>○ 「小・中学校の教育活動」について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立中学校の部活動</li> <li>・子どもの育ちや学び</li> </ul> </li> </ul>
第4回 H29.1.23(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの学校施設整備</li> <li>・学校教育以外の学校施設の役割</li> </ul> </li> <li>○ 長野市コミュニティスクールについて</li> <li>○ 学校種（義務教育学校等と分校制度）について</li> <li>○ 国や県等の検討結果や方針</li> </ul>
第5回 H29.2.20(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内小・中学校現地視察               <ul style="list-style-type: none"> <li>・芋井小学校</li> <li>・鍋屋田小学校</li> <li>・櫻ヶ岡中学校</li> </ul> </li> </ul>
第6回 H29.4.24(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視察の感想について</li> <li>○ 前回保留案件への回答               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所になっている学校数について</li> <li>・山梨県の現状について</li> <li>・教員の意見について</li> </ul> </li> </ul>
第7回 H29.6.5(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回出された意見について</li> <li>○ 前回保留案件への回答               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校の主な経費について</li> <li>・市立中学校の部活動について</li> </ul> </li> </ul>
第8回 H29.8.30(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講演               <ul style="list-style-type: none"> <li>・演題：「学びの場の多様性と教育組織運営」</li> <li>・講師：東京学芸大学副学長 佐々木 幸寿 氏</li> </ul> </li> <li>○ 質疑応答</li> <li>○ 意見交換</li> </ul>
第9回 H29.10.5(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの審議の整理</li> </ul>

開催日等	主 な 内 容
第 10 回 H29. 11. 16 (木)	○ これまでの審議の整理 ～子どもたちの学びの視点から～
第 11 回 H29. 12. 21 (木)	○ 「審議のまとめ」の方向性について
第 12 回 H30. 2. 21 (水)	○ 審議のまとめ（素案）について

## 2 これまでの意見のまとめ

本検討委員会では、子どもの育ちや学びの質を大切にされた発達段階に応じた豊かな学びの場の在り方を中心に審議を重ねてきました。これまでの審議における意見をまとめると、「どの発達段階にあっても『集団の中での学び』が大切」という意見に集約されますが、同時に、「できる限り『地域に学校を残したい』」という意見も共有されました。

この2つの意見を満たすことのできる「新たな学びの場」を考えるに当たり、以下に示す3つの視点から、様々な意見が出されました。

### (視点1) 発達段階に応じた学びはどのようにあるべきか

#### 【主な意見】

- ・友達との遊びの中にも学びの勉強もあり、気付かぬうちに学ぶ意欲・態度や人間性等を育てている
- ・小学校高学年以上では集団の中で学ぶこと、専門的な学びや多様な経験が大切
- ・小学校高学年と中学校の連携が大切
- ・小学校中学年までは少人数になった場合、地域の見守りの中で育つことや通学距離の問題も配慮したい

### (視点2) 発達段階に応じた学びを実現するためには

#### 【主な意見】

- ・協働学習や共同作業により、子ども同士が互いの学び合いを通じて自己の考えを広げ深めることが大切
- ・音楽や体育はある程度の集団が必要ではないか
- ・学年が上がるにつれ大きな集団環境が大事ではないか
- ・少なくとも小学校高学年以降は学年に複数の学級が望ましい
- ・学級数が少ないと教員の数(教員配当基準)も少なくなり、学習保障(特に専門的な教科)や教育の質(教員研修等)の保障が難しい
- ・財政面から、小規模校が増えることは、ある程度の歯止めが必要ではないか
- ・PTA役員等の保護者負担も考える必要がある

(視点3) 地域との関わり

**【主な意見】**

- 地域により地域とのつながり方が異なり、それぞれの地域にあった学校群を考えたかどうか
- 施設の複合化や多機能化の検討も必要ではないか
- 通学区と行政区は、いずれは一致させるべきではないか

### Ⅲ 子どもにとって望ましい教育環境とは

#### 1 発達段階に応じた多様な教育環境

乳幼児期から高校生までの子どもの成長を考えたとき、子ども一人一人の成長には個人差はあるものの、発達の道筋やその順序性には共通点が見られることから、その発達の段階に応じた適切な教育環境というものがあるのではないのでしょうか。

##### <乳幼児期>

幼児期の子どもは、親を始め、身近な大人との一対一の関係の中で、十分な愛情を注がれながら、人への信頼を深めていきます。そして、次第に関わる人の範囲を広げていき、一人で好きな遊びに没頭しながらも、他の仲間が行っている遊びに興味を示して遊びを広げ、同じ遊びをする仲間とダイナミックな遊びへと展開していくものです。こうしたことから、この時期の子どもには、家族と過ごすこと、思う存分、自分がしたいことをすること、仲間と群れて遊ぶことなどを大切にしたいものです。

##### <小学校低・中学年期>

小学校へ入学すると、子どもの生活は、遊びを中心としたものから学習を中心としたものへと次第に変わっていきます。ある程度、自分のやりたいことを自由にできていた環境から、全員が同じ内容について考えたり行ったりする「授業」という形態での学習や活動が増えていきます。自分の思い通りにならない場面も増えていくこともあり、子どもは、大人の目からすれば些細なことから喧嘩<sup>けんか</sup>になったり、守るべきルールを守らないことが自分や友達に迷惑をかけてしまったりといったことを経験していきます。

小学校3、4年生くらいまでの間に、こうした様々な経験の中で、「やってよいこと」「やってはいけないこと」を学ぶとともに、許したり許されたりといった寛容な態度や思いやりなどが次第に培われていくものと考えます。小学校入学後、3、4年生くらいまでは、幼児期から引き続き、多様な友達と生活する集団の中で、自分のやりたいことを十分にできる場を保障しながら、善悪の判断や規範意識等の基本的な生活習慣を身に付けることができるような教育環境を整えることが大切ではないのでしょうか。

##### <小学校高学年期>

小学校5、6年生くらいになると、友達との比較などを通して、自分のことも客観的にとらえられるようになりますが、同時に、個人差も大きくなり始める時期でもあり、劣等感を持ちやすくなる時期でもあります。また、学級での係活動等に積極的に取り組んだり、自分たちで工夫してルールを作り、独自の集団遊びを行ったりする一方で、気の合う仲間だけで遊ぶなど閉鎖的な集団を作ったり、その集団の雰囲気<sup>きずな</sup>に流されて行動してしまったりする時期でもあります。

学級での係活動に加え、児童会活動の中心となって活動することも多くなることから、より大きな集団の中での役割を自覚して積極的に活動に取り組むなど、責任感が高まることも期待できます。小学校5、6年生では、学級や学年を超えた、より多様な関係性の中で意見を交流

させたり、実際の社会の仕組みと自分たちの活動を重ねて考えたりすることで自主性、自律性、社会性が育まれるような教育環境を整えることが大切ではないでしょうか。

#### <中学生期>

中学生になると、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索し始めます。また、自らの個性や適性を意識しながら、将来の夢や職業等についても考え始める時期でもあります。学校生活では、生徒会活動や学年行事等を通じて、学級集団同士が切磋琢磨する機会も増えるなど、自分と他者という意識に加え、自分が所属する集団と他者が所属する集団という意識が生まれてくる時期でもあります。こうした時期においては、多様な個に加え、多様な集団同士の交流活動や社会人の生き様に学ぶなど、社会的な自立に向けた育ちを大切にしたい教育環境を整えることが大切ではないでしょうか。

#### <高校生期>

高校生になると、将来の職業や進路をより具体的に考えるようになります。保護者の干渉を嫌い、自分で決めたことや選んだ道を尊重してもらいたいという思いも強くなる時期です。思春期に見られた、自分の意志に反した衝動的な行動や言動も少なくなり、近い将来に出て行くことになる大人の社会で、自分がどのように生きるのかを真剣に考え、自分を探る時期でもあります。こうした時期には、多様な進路選択をする仲間と共に考える場や、長期間に渡り実社会で学ぶ機会などを通して、社会の一員としての自覚が高まるような教育環境が大切ではないでしょうか。

#### <発達段階に応じて大切にしたい子どもの育ち>

前述したように、子どもの成長には一人一人個人差があるため、明確な区分はできませんが、本検討委員会では、小学校入学までの乳幼児期と小学校1年生から4年生までの低・中学年期は、保護者等の大人との一対一の関係性により育まれる信頼と愛着等の「個の育ち」、小学校5、6年生の高学年期は、集団の中で培われる自己肯定感や役割の自覚と責任感等の「集団の中での育ち」、そして中学生期と高校生期は、社会との関わりを通じて深まる自己理解や社会的役割への自覚等の「自立への育ち」と、発達段階に応じて大切にしたい学びを考えました。

# 18歳までに育てたい具体的な姿や能力・態度(長野市)



## 個の育ち

愛着の形成と基本的信頼感の獲得を大事に

- ・ 自分で健やかな生活をつくる(自分でできることは自分でやろうとする規則正しい生活)
- ・ 感じて、考えて、チャレンジする(自然や人やものと試行錯誤しながら夢中になってかわる体験)
- ・ 自信を持ち、自分を好きになる(のびのび遊び、満足感や認められた喜びを感じる体験)
- ・ 聴いて、話して、分かち合う(相手に自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け止めたりする姿)
- ・ 自分の好きなことを見つけて活動する(のびのび活動する体験)
- ・ 「人として行ってはならないこと」を知り、仲よく活動する(一人一人を大事にひとつになる体験)
- ・ 自然や美しいものに感動する(心を豊かにする体験) **自発的活動や基本的生活習慣を大事に**



## 集団の中での育ち

- ・ 係や当番活動に積極的にかかわり、働くことの楽しさを感じる  
(お手伝いや自分の役割を果たし、貢献した達成感を味わう体験)
- ・ 友と活動する中で、協力することの良さや成就感を味わう  
(積極的にコミュニケーションをとり、人間関係を築こうとする姿)
- ・ 集団において自分の役割や責任を自覚し、最後までやり通す(やり遂げる体験)
- ・ 体験したり学んだことと、日常生活との関連を考える(地域社会とつながる体験)

自主性・自律性・社会規範意識等の獲得を大事に

- ・ 自他の尊重の意識と他者への思いやりの心を養う
- ・ 自分と向き合い、自己有用感を獲得し自己肯定感を高める
- ・ 体験活動等を通して、社会への興味・関心を抱く



## 自立への育ち

自己の将来の生き方等を考え、目標を立てて計画的に取り組みくことを大事に

- ・ 人としての在り方を踏まえ、自らの個性・適性を伸ばしつつ、生き方について考える
- ・ 国や社会の問題を自分の問題として捉え考え、社会の一員としての自覚する

# 次世代を担う「生きる力」の育成 知・徳・体 バランスのとれた人間力の育成

現行制度  
乳幼児期  
幼稚園  
低学年  
小 学 校  
中学年  
中 学 校  
高 学 年  
中 学 校  
高 校

## 2 多様性の中で育つこと

### (1) 好ましい人間関係づくりの力を育む環境

かつて 40 年程前までは、子どもの家庭は祖父母が同居するなど人数も多く、近隣に住むおじ・おば・いとこ等の血縁者や近所との付き合いも盛んで、人々が触れ合う機会が多くありました。子どもたちは家からで出ると、自宅近隣の異年齢集団で遊んだり、近所の大人と触れ合ったりするなど、多くの人と交わりを持つ生活を送り、多様性ある環境の中で育ち、自ずと人間関係をつくる力や社会性が育まれていました。

その後、経済成長を背景に、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わり、一人っ子、核家族、単親家庭の増加や近所付き合いの希薄化などが進みました。家庭では父母と一人二人の兄弟姉妹、外に出れば同学年の仲間と集まりゲーム機で遊ぶことや塾・習い事などが多くなり、次第に地域のいろいろな友達や大人と関わる範囲が狭くなり、関わる機会も減り、人間関係をつくる力や社会性を育む場が少なくなる傾向が見られるようになりました。

更に、高度情報化社会の今日では、保護者はインターネットやSNS<sup>21</sup>などから得た情報を手掛かりに子育てする傾向も同われ、親子と僅かな周囲の同年代の子どもという同質的な価値観を有する小集団の中で成長する子どもが多くなる現状があります。

子どもの健全な成長や人間性を育むには、子どもの人間関係の幅を広げ、社会性を育むといった観点からも、いろいろな友達や地域の大人と関わりのある日常生活が可能な教育環境を保障することが望まれます。子どもたちは、自分と考えの違う相手と出会ったり、違いを受け入れたり、時にはトラブルを経験しながら、子ども同士で問題を解決していくものです。また、年齢や立場の異なる人々と接することは、子どもたちが多様な人との関わり方や価値観を学ぶ機会にもなります。

このように、たくさんの友達と交わり、多くの人と関わりを持ちながら生活していくことが大切であり、個を尊重し、多様性ある集団の中で遊び、多様な他者との協働的な学びを通して、自ら個を確立するとともに、好ましい人間関係づくりの力を育むことが大切であると考えます。

### (2) 様々な考えに触れ、協働しながら問題解決能力等を育む環境

子どもたちが予測困難な未来を切り拓いていくために、自ら問いを立て、解決を目指し、いろいろな考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、多様な他者と協働しながら、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育まなければならない時代が到来していると言われてしています。

2017(平成 29)年3月に示された新学習指導要領においても、「何ができるようになるか」の三つの柱として、「何を理解して、何ができるか」(知識・技能)、「理解していること、できる

ことをどう使うか」(思考力・判断力・表現力等)、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」(学びに向かう力、人間性等)が示され、「何を学ぶか」、中でも「どのように学ぶか」、いわゆる「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」が強調されています。

市内の小・中学校を視察した後の審議の中で、小規模な学校では、子どもが一人一役で責任を持って学んだり、年上の子が年下の子の面倒を見たり、子どもが教職員と密に接している様子を垣間見ました。また、大きな集団に入る際の戸惑い等を感じないよう、できる限り多くの人と関わられるようにするため、異年齢交流や異学年合同授業、小・中合同行事等を行うなど、様々な学びの場の工夫を凝らしている様子も見られました。一方、音楽や体育の授業やチームで行う部活動等は、ある程度的人数・集団が必要なこと、協働学習や共同作業に困難さが見られること、友達関係や互いの評価や位置付けが固定化しやすいことなど、何とかならないものかと考えさせられました。

また、ある程度の集団が形成できる学校の視察を通し、「4人程度のグループでの議論の後、発表して他者の意見を聞く学習が大事である」とか、「20人から30人いる学級では、周囲の友達と互いに学んでいる姿が見られ、自発的で笑顔あふれる学習姿勢が期待できる」、「学年が上がるにつれ、中学校・高校と、より大きな集団環境も大事ではないか」との考えも共有されました。

未来社会を生きる子どもたちの成長を支える場としての学校は、新しい時代に必要となる資質・能力を育むに当たり、「人間誰しも一人では生きられない」と言われるように、できる限り多様性のある集団の中で、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な他者と協働しながら学ぶことができる場を整えることが大切ではないかと考えます。

## IV 子どもたちの明日のために ～ 新たな学びの場の創造 ～

### 1 発達段階に応じた連続性のある学びの場を

学校は、同一学年で学ぶことを主としていますが、子どもの育ちの発達段階に応じた教育活動を展開することが大切です。そこで、小学校入学までの乳幼児期、小学校1年生から4年生までの低・中学年期、小学校5、6年生の高学年期、中学生期、高校生期と意識した学びの場を整えることが望ましいと考えます。

この考えは、2017(平成29)年3月に示された新学習指導要領においても、「低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫」として「教科及び外国語活動の内容は、当該学年間を見通して2学年間かけて、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に、2学年間を見通して計画的に指導すること」と示されています。

小学校低・中学年期では、地域の人々に見守っていただきながら、ある程度の集団の中で、自発的活動や基本的な生活習慣の定着を大切に「個の育ち」に重きを置くことが大事だと考えます。

運動会等の学校行事や少人数学習、個性ある子どもの支援等の教育活動では、現在も教職員は学年や学級担任にこだわらず、チーム一丸となって役割を分担し、指導しています。このような教職員がチームとなって指導にあたる体制をより柔軟に拡充し、異学年合同の授業や複式学級による授業、ICT<sup>22</sup>の効果的な活用、幼保園・地域との連携行事等を進め、多様性の中で学ぶことができる指導の工夫を、より一層進めたいものです。

また、幼児期の教育及び高学年以降の教育との円滑な接続を見通して、児童数が減少した場合には、体力がまだ十分でない児童の通学距離等を考慮し、地域の見守りの中に、低・中学年で構成する学びの場を作るといことも考えてはどうでしょうか。

小学校高学年では、多様な個性を尊重し、自主性・自律性・社会規範意識等の獲得を大切に「集団の中で育ち」に重きを置くことが大事だと考えます。

学級担任制の子どもに寄り添う良さを生かしつつ、前述の小学校低・中学年期のような教職員のチーム指導体制を、外国語が教科になる中、従来の専科教員の配置にこだわることなく、一部教科担任制の導入や教科指導の充実、中学校との連携による小・中の乗り入れ指導など、指導の専門性等の強化を一層推進めたいものです。

これらのことから、「集団の中で学び合い、専門的な学びや多様な経験ができる環境」や「中学校との教科間の連携など、小・中学校が円滑に接続する環境」の充実が期待できます。

中学生期は、小学校高学年より大きな集団の中で学び合い、専門的な学びや多様な経験を通して、自己の将来の生き方を考え、目標を立てて計画的に取り組むことを大切に「自立への育ち」に重きを置くことが大事だと考えます。

義務教育を終える段階で求められる資質・能力や自立性、社会性を確実に育む学びの場となることが望まれます。

## 2 多様性ある集団の中での学びを

本市は、1966(昭和 41)年 10 月の2市3町3か村の大合併、2005(平成 17)年1月の1町3か村の編入合併、2010(平成 22)年1月の1町1か村の編入合併に伴い市域が拡大し、現在、様々な地理的特性や地域性を有する地域に、79 の小・中学校が広く設置されています。

地域にはそれぞれ特色があり、そこでしかできない学びもあります。たくさんの地域の人々が子どもたちに関わることで、子どもたちは多様性を育むとともに、郷土への愛着を深めていきます。学校は、子どもたちが学校外の人々との関わりを強め、新たな多様な人々と触れ合い、学べる場になることも大切にすべきです。

学校では、子どもたちと教職員が、日々生活し学んでいます。様々な個性や特性ある子どもに応じるには、人柄や専門性、指導力等が多彩で多様な教職員がそろっていることが、子どもたちにとってとても重要ではないかと考えます。しかしながら、現行制度では、法令により学級数に応じて配置される教職員数が決まっていますので、学級数が減少すれば配置される教職員数も減少します。

子どもたちに多様性ある集団の中での学びを保障する観点から、小学校では少なくとも一つの学年に複数の学級があること、教科担任制の中学校では、専門的な学びを保障するため、全ての教科で教科担任が複数そろえられるよう、小学校よりも更に大きな集団であることを、将来に渡って基本としていくことが望ましいと考えます。

## 3 みんなが集まって笑顔があふれる学校を

審議の中で、子どもの育ちの連続性を大事にした「多様性ある集団の中での学び」が必要であるという意見と「できる限り地域に学校を残したい」という意見が同時に共有されました。

加えて、「それぞれの地域に合った小・中学校同士をつながり合わせた学びの場を考えたらどうか」、「小学校低・中学年期までは地域の見守りの中で育つことや通学距離の問題も配慮したい」、「地域や幼保園との連携ができる環境を確保すべき」などの意見も共有されました。

また、本市では、2015(平成 27)年度から3年間、モデル中学校区で学校間、学校・地域・幼保園との連携事業を進めてまいりました。

これらのことから、子どもの将来を見据え、中学校区ごとに、前述した地域の見守りの中で低・中学年の児童が通う学校を含む複数の小学校と中学校がグループを編成し、小学校6年間と中学校3年間を連続している9年間ととらえた「発達段階に応じた連続性のある教育」を展開していくことが望ましいと考えます。

家庭・地域・事業所との密なる連携の下、幼保園・小・中・高が円滑に接続する、連続性のある教育を充実させ、これからもずっと「みんなが集まって笑顔があふれる学校」であり続けることを望みます。



## V 附帯意見

本検討委員会では、子どもたちの育ちや学びの質を最優先に考え、「少子人口減少社会が進展する中で、少子化に対応して子どもにとって望ましい教育環境の在り方」について審議を重ねてきました。本市の教育が目指すべき姿はⅢ、Ⅳで述べたとおりですが、その姿を実現し、将来に渡り継続させていくため、様々な視点から意見が出されましたので、最後にそれを記します。

### 【教員の意識改革】

教育行政は「動員型」の行政であり、教員が本気になって動かなければ何も進みません。教育の質の確保・向上の観点から、教員の意識改革が非常に重要となります。なお、意識改革の推進に際しては、教職員の長時間勤務実態が看過できない状況であることにも十分に配慮して進めていただきたい。

### 【通学区域】

通学区域と行政区が一致していないことにより、育成会活動や地域との連携が難しくなっている地域もあります。これからの「活力ある学校づくり」には、地域との連携は不可欠であるため、通学区域と行政区は、できる限り一致させていくことが望ましいと思われまます。ただし、通学区域、行政区ともに、その成り立ちにある歴史的な背景や住民感情等を考慮し、保護者や地域住民と十分に意見交換をするなどして進めてほしいものです。

### 【施設の複合化や多機能化】

学校施設の複合化は、子どもの学習の場を広げ、子どもにとって多くの人と関わるができる日常的な場を生み出すことから、子どもが多様な人間性を育む上でメリットになると考えられます。また、公共施設マネジメント<sup>29</sup>の観点からも、公民館や社会福祉施設など他の施設を学校と併設することも視野に入れて検討していただきたい。

### 【財政面からの検討】

未曾有の人口減少、少子・高齢化の進行に伴い、税収の減少や社会保障関係費の増大などによる厳しい財政状況が懸念される中、学校は、将来を担う子どもたちのため、今後も長期にわたり維持・充実していく必要があります。学校の在り方を検討するにあたっては、教育的な視点を第一としながらも、財政面からの検討も必要です。

### 【学校が持つ地域の拠点機能】

本検討委員会の審議において「小規模校を抱えている地域は、学校を中心に地域が成り立ち発展している。」という意見も出されています。学校の在り方を考える際、「Ⅰ-4-(2) 学校教育以外の学校施設の役割」で述べたように、学校が持つ多様な側面を十分に考慮しながらも、子どもたちの学びの場であるという教育的な視点を第一に考える必要があります。

**【保護者負担への配慮】**

小さい学校では、PTA役員等の保護者負担が大きいという声もあります。学校の在り方を検討する際は、そうした点も考慮してほしいものです。

おわりに

## 関係資料

### 1 諮問

28学教第691号  
平成28年7月29日

長野市活力ある学校づくり検討委員会  
委員長様

長野市教育委員会

活力ある学校づくりについて（諮問）

少子人口減少社会が進展する中で、少子化に対応して子どもにとって望ましい教育環境の在り方について貴委員会の意見を求めます。

### 2 長野市活力ある学校づくり検討委員会 委員名簿

（五十音順、敬称略）

区分	氏名	所属等（就任時）
保育園保護者	井ノ浦 香織	東条保育園保護者
公募	風間 俊宣	
産業・経済関係者	小林 勇	長野経済研究所
P T A	志川 孝之	長野市P T A連合会
幼稚園・認定子ども園保護者	高橋 志穂子	認定子ども園、円福幼稚園保護者
学校関係者	田川 昌彦	長野上水内校長会
公募	西脇 育子	
地域関係者	藤澤 秀行	住民自治協議会（古里地区）
学識経験者	松岡 保正	長野工業高等専門学校
地域関係者	丸山 行雄	住民自治協議会（信州新町地区）
学識経験者	山沢 清人	信州大学
産業・経済関係者	鷺澤 幸一	長野商工会議所

任期：平成28年7月29日から平成30年6月30日

### 法令等から見た学校の規模

#### 1 学級数 学校教育法施行規則第 41 条(第 79 条で中学校に準用)

小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」を標準として、「特別な事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとなっている。

#### 2 学級編制の標準 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条

国で定める1学年の児童生徒数の基準を踏まえ、長野県では独自の基準を定めている。

学校種	国		長野県(長野県教育委員会)	
同学年の児童・生徒で編制する通常学級				
小学校	第1学年	35人	第1・2・3・4・5・6学年	35人
	第2・3・4・5・6学年	40人		
中学校	第1・2・3学年	40人	第1・2・3学年	35人
二の学年児童・生徒で編制する学級(複式学級)				
小学校	第1学年を含む場合	8人	全学年	8人
	その他	16人		
中学校	全学年	8人	全学年	8人
飛び複式学級				
小学校	第1学年を含むいずれの学年も	4人	いずれの学年も	4人
	その他いずれの学年も	8人		
中学校	いずれの学年も	4人	いずれの学年も	4人
特別支援学級				
小学校	1学級	1人以上8人以下	1学級	3人以上8人以下
中学校	1学級	1人以上8人以下	1学級	3人以上8人以下

#### 3 長野県が示す望ましい学校・学級規模

「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」(平成 26 年 4 月長野県教育委員会)

- 学年に複数の学級がある規模であること。
    - ・クラス替えができ、互いの見方や関わり方を見つめ直し、人間関係を広げることができる。
    - ・学年、学級など異なる大きさの集団を生かした活動を様々に工夫できる。
  - 小学校では専科教員が配置できる規模であること。
    - ・専門性の高い授業が可能で、全校で統一した指導を進めることが可能となる。
    - ・担任以外の教員と関わる機会ができ、多様な価値観に触れられる。
  - 中学校ではすべての教科の教員がそろえられる規模であること。
    - ・免許外申請などにより対応することなく、教科の教員免許をもつ教員が指導できる。
    - ・さらに各教科に複数の教員がいると、互いの専門性を生かした指導計画、教材、客観性を確保した評価テストなどが作成でき、指導力の向上、教育の質の保障を図りやすくなる。
  - 児童生徒の興味や関心に応じたクラブ活動や部活動を開設できる規模であること。
    - ・児童生徒が主体的に関われる場や機会を保障できる。
  - 児童生徒が一定程度在籍している学級規模であること。複式学級にならない規模であること。
    - ・授業で多様な考えが出やすく、ボールゲームや合唱なども学習を広げやすい。
    - ・一定期間ごとに、構成が異なる生活グループや係分担を組める。
- 以上のことから、子どもに集団での学びを保障するために、学年に複数の学級がある学校規模が望ましい。少なくとも学年で 20 人程度を確保できることが望ましい。

## 子どもの学びの保障と学校規模(教員配置数)

(H9.4.1 長野県改定)

専科は、小学校は40人基準の学級数  
 中学校は実学級数による  
 ただし、生徒指導加配は40人基準の学級数による

### < 小学校教員配当基準 >

学級数	校長	教頭	担任	専科	合計
1	1	1	1		3
2	1	1	2		4
3	1	1	3		5
4	1	1	4		6
5	1	1	5		7
6	1	1	6	1	9
7	1	1	7	1	10
8	1	1	8	1	11
9	1	1	9	1	12
10	1	1	10	1	13
11	1	1	11	1	14
12	1	1	12	1	15
13	1	1	13	1	16
14	1	1	14	2	18
15	1	1	15	2	19
16	1	1	16	2	20

### < 中学校教員配当基準 >

学級数	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1			3
2	1	1	2	2		6
3	1	1	3	4		9
4	1	1	4	3		9
5	1	1	5	3		10
6	1	1	6	3		11
7	1	1	7	4		13
8	1	1	8	5		15
9	1	1	9	5		16
10	1	1	10	6		18
11	1	1	11	6		19
12	1	1	12	6		20
13	1	1	13	6		21
14	1	1	14	7		23
15	1	1	15	7		24
16	1	1	16	7	1	26

(注) 学級数には、特別支援学級を含む。

## 1 小学校

- (1) 小学校の場合、全学年が1学級以上、全校で6学級以上の学校規模になると、特定の教科を担当する専科教員が1人配置される。現在、長野県内では、音楽専科を置く学校が多い。
- (2) 全学年が2学級以上、全校で14学級以上の学校規模になると、専科教員が2人配置される。現在、2人配置される学校では、音楽や理科等の専科教員を置き、児童の学びの保障を図っている。
- (3) 新学習指導要領(移行:2018(平成30)年度。完全実施:2020年度)では、3・4年生から週1時間の外国語活動が導入され、5・6年生は週2時間の外国語科(英語)が教科となり、5・6年生からの学びの保障の観点からも専科教員の配置が大事になる。
- (4) 各学年2人以上の教員がいると専門性を生かした交換授業等が可能となり、教員同士が互いに情報交換したり、実践を交流したりして学び合い、高め合うことができる。また、緊急事態や学級経営上の諸問題が生じた時に、支援体制をとることができる。

## 2 中学校

- (1) 中学校は教科担任制で、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語の10教科がある。教員の取得している教員免許状の教科が10人別々であると教科の専門性を生かした生徒の学びが保障され、自校で授業が成り立つ。
- (2) 各学年2学級以上、全校で6学級以上の学校規模になると担任と専科で9人配置され、教頭も授業を持つことができるので、教科担任が10人確保でき各教科の専門性を生かした授業が可能となる。
- (3) 各学年1学級、全校で3学級の教員配置数は担任と専科で7人、教頭を入れても8人となり、10教科ある中学校の教科担任を自校でまかなうことはできない。(なお、校長は日常的に授業を担うことはできない。)
- (4) 各学年2人以上の教員がいると教員同士が互いに情報交換したり、実践を交流したりして学び合い、高め合うことができる。また、緊急事態や学級経営上の諸問題が生じた時に、支援体制をとることができる。

# これからの学校施設整備

第4回 活力ある学校づくり  
検討委員会  
資料 1-1

## 1 長野市の公共施設についてー公共施設マネジメントー

公共施設の現況（平成25年4月現在）

	長野市全体	学校
延床面積	約154万㎡	約51.6万㎡

公共施設の33.5%が学校

出典：長野市公共施設白書

長野市の展望

○人口推計

	平成12年	平成52年
人口	約38.8万人	約30.2万人
高齢化率	約25%	約38%

○建物の改修・更新費用の試算

- ・今後40年間に必要な改修更新費用=5,858億円
- ・1年当たり146.5億円
- ⇒直近5年の施設投資の1.8倍

公共施設を現況のまま維持できない

公共施設マネジメントの4つの基本方針

- (1) 施設総量の縮減と適正配置の実現
- (2) 計画的な保全による長寿命化
- (3) 効果的・効率的な管理運営と資産活用
- (4) 全庁的な公共施設マネジメントの推進

## 2 学校施設整備に係る文部科学省の動向

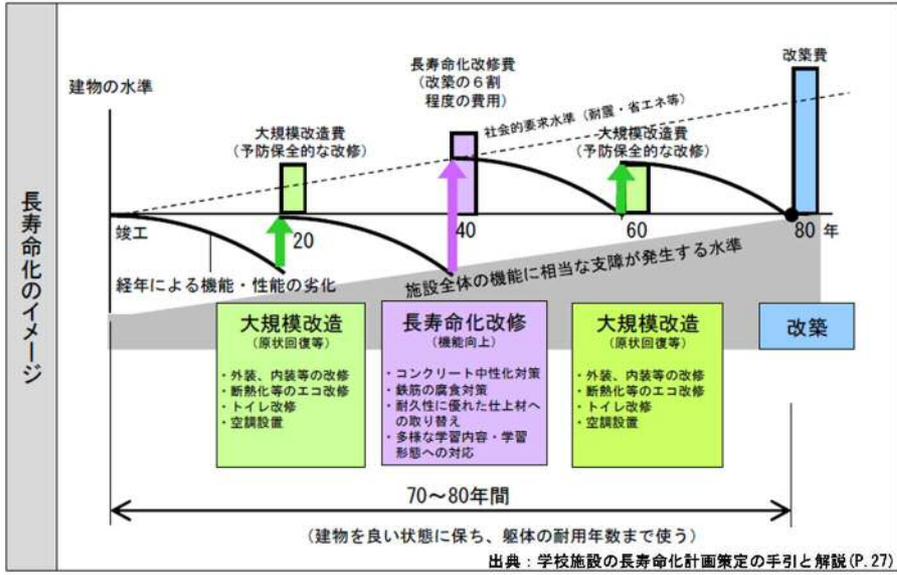
全国的な状況

- 学校施設の7割以上＝築25年以上
- 厳しさを増す財政状況

施設整備方法の方向転換

過去＝改築（鉄筋コンクリート造で全国平均42年）  
今後＝予防保全改修＋長寿命化改修の推進

各市町村の義務  
学校施設の長寿命化計画を平成32年度までに策定



### 3 長野市の学校施設の現状

#### 耐震対策

- 建物構造体=99.7%完了(残り1施設)
- 非構造部材=今後も推進する必要あり

#### 老朽化対策

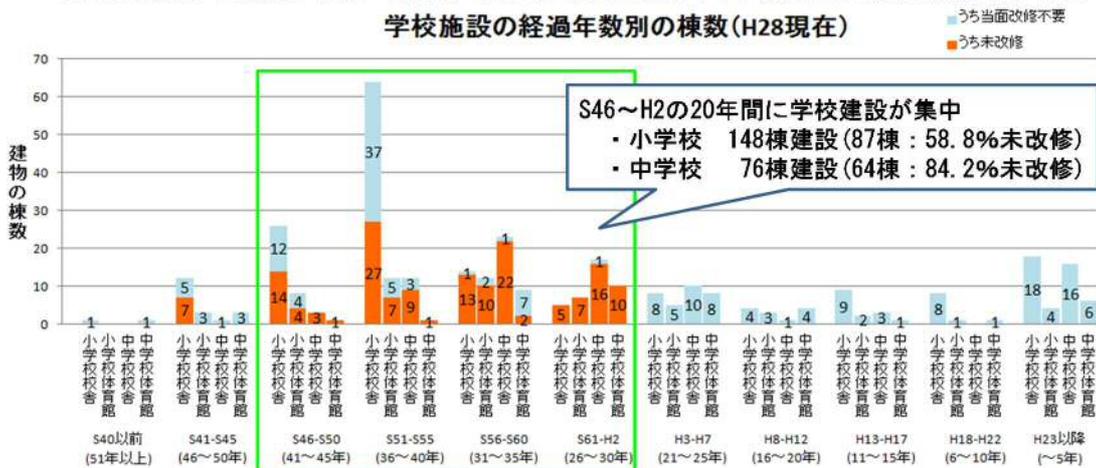
- 26年以上の建物=357棟中245棟(68.6%)
- …うち158棟(44.3%)が未改修



耐震対策を優先してきた結果、老朽化対策に遅れ

- ※建物構造体=壁・柱・梁・屋根・床等の建物の主要部分で、建物の強度を保つための重要な部位
- ※非構造部材=建物の本体に付属する部位(例:窓ガラス、吊下げ型照明、バスケットゴール等)
- ※老朽化対策=屋根改修(塗装・防水等)、外壁クラック補修、トイレ更新など大規模な機能回復・改善

学校施設の経過年数別の棟数(H28現在)



### 4 長野市の学校施設の今後

#### 学校施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策の推進

##### 学校施設長寿命化計画(案)

計画策定年度	平成31年度
計画期間	10年間、以後定期的に更新
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化対策等施設整備に関する基本方針</li> <li>・方針に基づいた施設整備順</li> </ul>

#### 建築基準法に基づく定期点検

- 建物の劣化状況の点検・把握
- ⇒ 施設整備順の決定に反映

#### 活力ある学校づくり検討委員会

- 今後の学校のあり方に関する答申
- ⇒ 施設整備の基本方針に反映

#### 参考: 今後10年間の改修更新費用の試算

施設整備対象	築26年以上経過し、老朽化対策が施されていない校舎等
対象施設数	158棟
改修更新費用	約400億円

※主な経費の比較であり、運営経費の全てではありません。  
※数値は全て試算値です。

## 市立小・中学校の主な経費 比較表

《小学校》							単位:千円		
学級数	学校数	モデル小・中学校	光熱水費	物件費等	人件費		校外活動に係る経費(バス代等)	合計	減価償却費
						県費教職員	市費教職員		
5	2								
6	15								
8	3								
9	1								
11	1								
12	7								
14	3	A小学校 児童:24人	2,300	2,300	46,300	16,100	500	67,500	26,000
15	3	6学級(3学級連級緩和)			①5人、②1人、③1人	①4人、②0人、③1人、④1人		2,900	
17	1	B小学校 児童:210人	2,300	2,900	72,800	2,900	1,500	82,400	37,300
19	2	6学級			①9人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		400	
21	1	C小学校 児童:420人	4,000	4,500	112,500	2,900	2,600	126,500	55,400
22	4	12学級			①15人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		400	
23	2	D小学校 児童:840人	8,500	7,300	198,400	6,600	4,500	225,300	81,100
24	2	24学級			①28人、②2人、③1人	①0人、②1人、③2人、④1人		300	
25	2								
26	1								
《中学校》									
学級数	学校数	E中学校 生徒:12人	1,400	2,700	53,000	3,300	200	60,600	30,200
3	7	3学級(1学級連級緩和)			①6人、②1人、③1人	①1人、②0人、③0人、④0人		5,100	
7	1	F中学校 生徒:105人	1,900	4,500	72,800	2,900	300	82,400	36,500
9	1	3学級			①9人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		800	
12	2	G中学校 生徒:210人	3,500	5,300	86,000	2,900	500	98,200	46,800
13	1	6学級			①11人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		500	
17	1	H中学校 生徒:420人	7,300	8,000	145,500	4,700	900	166,400	85,300
18	4	12学級			①20人、②1人、③1人	①0人、②1人、③1人、④1人		400	
19	2	I中学校 生徒:840人	8,600	11,200	277,800	6,600	1,700	305,900	111,700
21	1	24学級			①38人、②2人、③2人	①0人、②1人、③2人、④1人		400	
22	1								
23	2								
24	1								

※学級数、学校数は平成28年5月1日現在

※光熱水費、物件費等は、モデル小・中学校と同規模の市内小・中学校における平成28年度の実績値を基に算出

※県費教職員の人件費は、「長野県の給与・定員管理について(平成28年度)」(長野県公表資料)における小・中学校(幼稚園)教育職の平均給与月額を12倍したものに、平均給料月額を基に算出した期末・勤勉手当を加えた額を基に算出

※市費教職員の人件費は、長野市における平成28年度の実績値を基に算出

※校外活動に係る経費は、長野市立小・中学校借上げバス使用要領に定める主な行事について、一定の条件の下に算出したバス代、宿泊費等を足しあげて算出

## 《その他の主な経費》

## ○通学援助

通学距離が小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6km以上の遠距離通学者に対し、援助を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施。公共交通機関の有無により、援助方法が変わる。

- ①公共交通機関利用可……バス定期代等の補助
- ②公共交通機関利用不可……スクールバス・タクシーの配車

		平成28年度 実績値			
		金額	人数(人)		
			小学生	中学生	合計
①	遠距離通学費助成金(バス定期代等)	34,050 千円	147	221	368
②	スクールバス運行委託料、修繕料	38,606 千円	93	77	170
	スクールタクシー借上料、リース料	10,726 千円	58	26	84
合計		83,381 千円	298	324	622

※百円以下を切り上げているため、各金額の合計値は合計欄の数値と一致しない。

○ICT関連

授業においてICTを活用することにより、基礎学力の確実な定着の一助とする。

ICT関連事業	金額(平成28年度 実績値)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校79校及び教育機関の高速ネットワーク回線維持</li> <li>・パソコン教室用パソコン維持管理</li> <li>・ICT関連サポート(ICT支援員)業務委託 など</li> </ul>	528,209 千円

○特別支援教育支援員

特別な支援が必要な児童生徒に対する日常生活、学習活動、教室間移動等における介助や発達障害の児童生徒に対する学習支援等を行う。

	平成28年度 実績値
配 置 人 数	110人(小学校:80人 中学校:29人 中間教室(※)1人) ※平成28年4月1日現在
配 置 先	59校(小学校:40校 中学校:19校) ※平成28年4月1日現在
金 額	106,732 千円

※中間教室(市内8ヶ所):不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習支援、教育相談等の指導援助を行う。